

令和3年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(令和5年8月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和3年度の監査テーマ

「東大阪市の一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和5年6月末日時点）

1ページから8ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和5年6月末日時点）

9ページから48ページのとおり

なお、1回目報告（令和4年6月末日時点）で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
1		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助率の上限の設定がない)	行財政改革課	措置予定	措置予定
2		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	行財政改革課	措置予定	措置予定
3		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	行財政改革課	措置予定	措置予定
4		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない)	行財政改革課	措置予定	措置予定
5		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない)	行財政改革課	措置予定	措置予定
6		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	行財政改革課	検討中	検討中
7		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	行財政改革課	検討中	検討中
8		○	運用基準の改訂	行財政改革課	措置予定	措置予定
9		○	運用基準の適用範囲の見直し	行財政改革課	措置予定	措置予定
10		○	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	行財政改革課	検討中	検討中
11		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	行財政改革課	検討中	検討中
12		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	行財政改革課	検討中	検討中
13		○	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革課	検討中	検討中
14		○	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	内部統制推進室	措置中	措置済み
15		○	事務局業務を担う期限の設定と解消	行財政改革課	検討中	検討中
16	○		自主防災組織活動補助金	危機管理室	措置済み	

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
17		○	自主防災組織活動補助金	危機管理室	措置中	措置中
18		○	防犯灯維持管理費補助金	公民連携協働室	検討中	検討中
19		○	防犯灯設置費補助金	公民連携協働室	措置済み	
20		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置中	措置済み
21		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置中	措置済み
22		○	職員厚生事業補助金	給与福利課	措置済み	
23	○		医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置済み	
24		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置中	措置中
25		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	措置済み	
26		○	医工連携事業化促進補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中
27	○		産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み	
28		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み	
29		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置中	措置中
30		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み	
31		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	措置済み	
32		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	検討中	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
33		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中
34		○	住工共生まちづくり補助金	モノづくり支援室	措置済み	
35	○		商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	措置済み	
36		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中
37		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	モノづくり支援室	措置予定	措置済み
38	○		モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置済み	
39		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置中	措置済み
40		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	措置済み	
41		○	モノづくり支援補助金	モノづくり支援室	検討中	措置中
42	○		モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置済み	
43		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置中	措置済み
44		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	措置済み	
45		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	モノづくり支援室	検討中	措置済み
46	○		共同施設設置事業補助金	商業課	措置済み	
47		○	共同施設設置事業補助金	商業課	措置済み	
48		○	商店街新型コロナウイルス感染症対策補助金	商業課	不措置	

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
49		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置予定	措置済み
50		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置済み	
51		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	措置済み	
52		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	労働雇用政策室	検討中	検討中
53	○		シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	措置済み	
54		○	シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	措置済み	
55		○	シルバー人材センター管理運営補助金	労働雇用政策室	検討中	検討中
56		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置予定	措置済み
57		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置済み	
58		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	措置予定	措置済み
59		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	農政課	検討中	検討中
60		○	クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	措置予定	措置中
61	○		クロスカントリー競走大会補助金	市民スポーツ支援課	措置予定	措置済み
62	○		指定文化財整備補助金	文化財課	措置済み	
63	○		指定文化財整備補助金	文化財課	措置中	措置済み
64		○	人権啓発協議会補助金	人権啓発課	措置予定	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
65	○		同和問題解決(部落解放)・人権政策確立要求東大阪実行委員会補助金	人権同和調整課	措置済み	
66		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	措置予定	措置済み
67		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	措置予定	措置済み
68		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	地域活動支援室	検討中	検討中
69	○		社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置済み	
70		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置済み	
71		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置予定	措置予定
72		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置中	措置中
73		○	社会福祉協議会補助金	地域福祉課	措置予定	措置済み
74	○		市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置	
75		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置	
76		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置	
77		○	市民福祉活動センター補助金	地域福祉課	不措置	
78		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置済み	
79		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置済み	
80		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	地域福祉課	措置予定	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
81		○	サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み	
82		○	サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み	
83	○		サービス継続支援事業補助金	高齢介護課	措置済み	
84	○		日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	措置済み	
85		○	日常生活自立支援事業補助金	高齢介護課	措置済み	
86		○	老人クラブ活動補助金	高齢介護課	措置中	措置済み
87		○	介護保険サービス利用料軽減助成金	給付管理課	措置済み	
88		○	衛生管理体制確保支援等事業補助金	障害施策推進課	不措置	
89	○		衛生管理体制確保支援等事業補助金	障害施策推進課	不措置	
90		○	サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	措置予定	措置済み
91	○		サービス継続支援事業補助金	障害施策推進課	措置予定	措置済み
92	○		社会福祉施設等整備費補助金	障害施策推進課	措置済み	
93		○	社会福祉施設等整備費補助金	障害施策推進課	検討中	検討中
94	○		移動支援事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み
95	○		地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み
96		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
97		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置中
98		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み
99	○		日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み
100		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み
101		○	日常生活用具給付事業補助金	障害福祉認定給付課	措置中	措置済み
102	○		民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中	措置中
103		○	民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中	措置中
104		○	民生委員関係事業補助金	生活支援課	検討中	検討中
105	○		再生可能エネルギー等普及促進補助金	環境企画課	措置済み	
106		○	放置自転車追放推進事業補助金	自転車対策課	措置済み	
107	○		放置自転車追放推進事業補助金	自転車対策課	措置済み	
108	○		高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置済み	
109	○		高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置済み	
110		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置予定	検討中
111		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	安全調整課	措置予定	検討中
112		○	農業用排水路維持管理補助金	土木工営所	措置中	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和5年6月末日現在)

整理番号	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和4年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
113		○	緑の保全事業補助金	みどり景観課	措置済み	
114		○	公園愛護会補助金	公園課	措置済み	
115		○	地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	措置予定	措置済み
116		○	地域まちづくり推進会議補助金	住宅改良室	措置予定	措置済み
117		○	老朽住宅解体除去補助金	市街地整備課	検討中	検討中
118		○	民間建築物耐震化促進補助金	建築安全課	措置済み	
119		○	空き家等対策補助金	空家対策課	検討中	措置済み
120	○		クラブ活動運営費補助金	学校教育推進室	措置済み	
121		○	人権教育研究会補助金	人権教育室	措置済み	
122		○	学校園保健会補助金	教職員課	措置中	措置済み
123	○		学校園保健会補助金	教職員課	措置中	検討中
124		○	学校給食会運営補助金	学校給食課	検討中	検討中
125		○	学校給食会運営補助金	学校給食課	措置中	措置済み
126	○		文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中	措置済み
127		○	文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中	措置済み
128		○	文化団体活動補助金	社会教育センター	措置中	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
1	102 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助率の上限の設定がない)	補助金等交付規則や各補助金等の個別規則と一体となって運用される「団体に対する補助制度運用基準」(平成20年度策定、以下「運用基準」という。)が求める、団体に対する補助の補助率の上限を1/2とする要求事項を満たしていない状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。補助率の上限設定等の状況を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	国の財源を基礎とする補助金や政策的な判断で実施する補助金等に対し、全て同じ上限を要求することは実態に合わず適切でないため、運用基準の見直しを行います。	措置予定
2	103 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	団体に対する補助について終期が設定されていないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。そもそも運用基準として求める終期の考え方、終期の設定方法について改めて検討する必要がある。	行財政改革課	社会情勢の変化などに対応するため、実態に即した効果的な設定の再検討及び一定周期で必要性を検証するためのシステムの構築を含め、運用基準の見直しを行います。	措置予定
3	103 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について終期の設定がない)	補助金の終期の設定の状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準(あるいは今後改訂されたあとの運用基準)で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	社会情勢の変化などに対応するため、実態に即した効果的な設定の再検討及び一定周期で必要性を検証するためのシステムの構築を含め、運用基準の見直しを行います。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
4	105 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金の交付先から領収書等の提出がない)	団体に対する補助について補助金の交付先に対して領収書等の提出を求めているという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。領収書等(写し)の添付の義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	補助金の適正な執行のため、領収書等の添付を義務付けるよう、団体に対する補助制度運用基準に定めており、各所管課において確実に確認するよう、関係通知等の機会をもって指導してまいります。	措置予定
5	105 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体に対する補助について補助金で購入した備品等に補助事業であることの表示がない)	団体の補助について補助金の交付先の事業公報や購入した備品等に補助事業であることが表示されていない事例が相当数認められる。補助事業であることの義務付けの状況等を改めて全庁的に調査・把握するとともに、運用基準で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	補助金の適正な執行のため、補助事業であることの表示を義務付けているが、補助制度は様々な意義・性質を持つものがあるため、透明性や適切な管理といった視点より効果的な設定を再検討し、運用基準の見直しを行います。	措置予定
6	106 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	団体に対する補助について運用基準により難しい場合に求められている理由等の公開がないという状況が相当数かつ長期間に亘って認められる。そもそも理由等の公開を全ての補助金において必要とするのか、公開をするのであればどのような方法で実施するのかを改めて検討する必要がある。	行財政改革課	公開することによる透明性確保に寄与する側面と公開による弊害の側面の双方より、運用基準の見直しを含め検討します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
7	106 ページ		○	運用基準の要求事項と運用実態との乖離の是正(団体運用基準により難しい場合に求められる理由等の公開がない)	運用基準に準拠していない理由等の公開について検討したうえで、運用基準(あるいは今後改訂されたあとの運用基準)で求める適切な状態となるよう、全庁的な是正に向けた指導を継続的に実施する必要がある。	行財政改革課	公開することによる透明性確保に寄与する側面と公開による弊害の側面の双方より、運用基準の見直しを含め検討し、その後、各所管課に適正に指導してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
8	108 ページ		○	運用基準の改訂	<p>運用基準について改訂を検討すべき点が次のとおり複数認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業補助の定義や内容が不明確であり、運営補助との線引きが曖昧である。 ・領収書の宛名・宛先を必ず補助金交付先とするこの規定がない。 ・補助金を概算払とする場合には事前にその必要性及び理由について決裁を経るべきだが、そのような規定がない。なお、原則的には確定払とすべきである。 ・運用基準により難しい場合に理由等の公開の必要性を再検討し、公開させるのであれば、その手段や方法を明確にする必要がある。 ・補助である以上個々の効果指標や達成目標を定めることを検討する必要があるが、そのような規定がない。 ・補助金の効果について、例えば、モノづくり支援補助金等のように補助事業終了後中長期に亘ってその効果をモニタリングすべきものがあることについて明記すべきである。 ・個々の補助金に係る個別の交付要綱等に補助金の返還期限等の規定を設けるよう規定すべきである。 <p>運用基準を実態あるいは現状の環境をふまえて改訂すべきである。</p>	行財政改革課	ご指摘の内容を踏まえ、補助金の適正な執行のため、実態に即し現状を踏まえた運用基準の見直しを行います。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
9	108 ページ		○	運用基準の適用範囲の見直し	運用基準に基づく運用について、要求事項に対する現状の運用実態との乖離の事実を鑑み、その適用範囲を再検討すべきである。具体的には、福祉部の介護保険サービス利用料軽減助成金等国の制度として運用される補助金、ボランティア団体等自主財源がない団体に対する補助金、(公益財団法人)産業創造勤労者支援機構等政策実現の一環で市が運営費を補助することを念頭に設立した外郭団体等について一律に運用基準を適用することとするのか否かについて再検討する必要がある。改めて団体に対する補助金等の実態を把握したうえで、改訂後の運用基準の適用範囲あるいは適用範囲の見直しを検討すべきである。	行財政改革課	ご指摘の内容を踏まえ、補助金の適正な執行のため、実態に即し現状を踏まえた運用基準の見直しを行います。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
10	109 シ		○	望ましい補助金に関する事務遂行に関しての全庁的な展開	監査した所管課によって、消費税等の取扱(望ましい対応として、消費税等の仕入控除税額は減額して交付申請すること、仕入控除税額の返還が生じる一定の法人等については消費税等の仕入控除税額を減額して実績報告すること、補助事業完了後の消費税等申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じること)や、補助金の交付先における経済性の確保(望ましい対応として、一定金額以上の物品の購入や委託については市の基準に準じて入札をすべきこと、また、一定期間未満であっても複数社から相見積もりを徴取すべきことを指導すること)について対応が異なる。適宜他の制度所管課とも連携し、これらの望ましい補助金等に関する事務遂行に関しての全庁的な展開を図るべきである。	行財政改革課	公平性、一律性、経済性の確保といった視点と事務の煩雑性、困難性といった視点において、望ましい事務遂行を検討します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
11	110 ページ		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	補助金の必要性等について継続的に見直しを行う仕組み、それらの状況について継続的にモニタリングを行う仕組みとしては、現状は財政当局との予算折衝のみとなっていることから、抜本的な見直しを行うことが難しい。適宜他の制度所管課とも連携し、必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	行財政改革課	補助終期の設定を再検討する中で、継続的にモニタリング機能が図られる仕組みを検討します。	検討中
12	110 ページ		○	継続的に補助金等の必要性を問う仕組み、モニタリングを行う仕組み、そのための補助金等の情報開示	モニタリングの仕組みを整備する観点からも、市民の納得、信頼が得られる透明性の高い補助制度が運用されていることの説明責任を果たすうえでも、適宜他の制度所管課や補助金を執行する所管課とも連携し、補助金等を一覧化して積極的にその是非を問うて検討するための情報開示を図ることが必要である。	行財政改革課	透明性、公開性の視点より、ご指摘のとおり運用基準の見直しを行った上で、公開の内容・形態について検討します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
13	111 頁		○	行財政改革プラン等における目標設定	行財政改革プラン2020において持続可能な行財政運営のための歳出の抑制の一施策として「団体に対する補助金の適正化」が独立した項目として掲げられている。今後策定する各種の行財政改革プランにおける補助金等の適正化に関する目標設定においては、適正化の内容を具体的なゴールとして明らかにするとともに、事後で検証可能な目標とすべきである。	行財政改革課	まずは運用基準の見直しを行い、その後、検証可能な目標の設定のあり方について、検討します。	検討中
14	112 頁		○	公金に準じた取扱が求められる現金等の取扱に関するマニュアルの整備	補助金の所管課が補助対象団体の事務局を担っており、補助金を財源とした現金や通帳等を預かっているケースが複数見受けられる。当該現金等については公金に準じて適切に取り扱われるべきであるが、これらの取り扱いを定めたマニュアルがないため、例えば、現金の支出の都度支出命令に類する決裁を起案しているか否か、出納帳のダブルチェックを行っているか否か、通帳と印鑑を別々に保管しているか否か等、所管課によって取扱方法が異なっているという実態が認められる。東大阪市の公金マニュアル等を参考に、公金に準じて取扱われるべきもののマニュアルを整備し、当該マニュアルにしたがった運用を各所管課に指導すべきである。	内部統制推進室	任意団体の会計事務において事故や不正等が起きることの無いよう、令和4年7月に『任意団体の会計事務取扱マニュアル』を作成し、全庁に通知しました。また、令和5年2月には、任意団体会計事務の取扱状況や帳簿等の確認を行いました。引き続き、マニュアルに沿った適正な運用がなされているか帳簿等の確認を行い、事故等の未然防止及び会計事務の処理の適正化を図ります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
15	112 ページ		○	事務局業務を担う期限の設定と解消	上記のような事務局業務を担う場合の注意点として、運用基準によれば、「法律等に定めのある場合を除き、時限を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行」するものとされている。しかしながら、現在事務局業務を担う所管課において、時限は設定されておらず、時限の設定に向けた補助対象団体との協議を具体的に進めているケースも少数であった。改めて各補助金において事務局業務を担っている現状と実態を把握するとともに、事務局業務の時限の設定についての考え方を具体的に整理すべきである。そのうえで、時限の設定に向けて、各所管課に指導を行うべきである。	行財政改革課	現行の運用基準において市職員が支出先団体の事務局業務を行う場合の注意事項は記載しておりますが、具体的な基準等は定められておりません。 まずは実情・実態を把握し、適正なあり方や手法を検討します。	検討中
17	118 ページ		○	自主防災組織活動補助金	補助金の申請のない3つの自主防災組織について防災活動が適切に実施されているかどうか活動実績を把握する必要がある。また、補助金申請のない校区について、防災活動を適切に実施できているのであれば、補助申請のある校区に対して補助が必要でないかどうかの検討も行うべきである。	危機管理室	毎年度末に、当該年度における補助金の申請をしていない自主防災組織に対して、危機管理室から補助金活用の案内をしておりますが、一部校区においては申請に至っておりません。申請がない団体については防災活動の状況を確認します。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
18	121 ページ		○	防犯灯維持管理費補助金	補助金の支給単価の妥当性ととも、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかを改めて検討することが必要である。	公民連携協働室	防犯灯維持管理費補助金の支給単価の妥当性ととも、一律で防犯灯の設置数に一定の単価を乗じた額を補助金とする方法が公平性の観点から問題がないのかについて、今後も引き続き検討してまいります。	検討中
20	127 ページ		○	職員厚生事業補助金	交付先である東大阪市職員厚済会と事業の効果測定が可能となるよう見直しを協議し、効果的な事業実施を検証する必要がある。	給与福利課	令和4年度の事業実施時に職員へアンケートを実施し、「とても役に立っている」「役に立っている」との回答割合が約80%で、「役に立っていない」は約3%でした。このことから補助事業は一定の効果があると考えます。なお、令和5年度も引き続きアンケートを実施するとともに、他自治体の事例を検証し、より効果的な事業を実施していくため、引き続き検討を進めてまいります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
21	127 頁		○	職員厚生事業補助金	地方公務員法第42条の規定の趣旨を達成するためには、より効果のある事業の遂行を多角的に検討する必要がある。そのため、補助団体である東大阪市職員厚済会に事業の多様化を求めるべきである。	給与福利課	令和4年度の事業実施時に職員へアンケートを実施し、「とても役に立っている」「役に立っている」との回答割合が約80%で、「役に立っていない」は約3%でした。このことから補助事業は一定の効果があると考えます。アンケートは今後も継続して実施し、その結果や他市の状況も踏まえ、事業内容にフィードバックしていくことについて、東大阪市職員厚済会と合意しました。	措置済み
24	131 頁		○	医工連携事業化促進補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。	モノづくり支援室	補助金の交付決定に係る協議内容につきましては、次年度より交付決定起案に記載するよういたします。 また、実績報告につきましては、令和5年3月23日に東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて支払い証憑の実地検査しております。なお、実地検査以降に発生した経費については年度末に検査しております。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
26	131 頁		○	医工連携事業化促進補助金	<p>所管課として補助金の効果測定を実施していません。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。</p> <p>補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。</p>	モノづくり支援室	<p>令和4年度に公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構と協議を行い、今後、開発件数、商談件数等の補助効果を示す成果指標を定め、補助対象団体に具体的な計画目標を設定させるとともに、根拠資料を提出させることにより、交付の効果と必要性を明確にまいります。</p>	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
29	137 ページ		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対する補助もあること、機構には所管課から、あるいは別の課からも別の補助金が交付されていることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の按分計算が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	モノづくり支援室	補助金の交付決定に係る協議内容につきましては、次年度より交付決定起案に記載するようにいたします。 また、実績報告につきましては、令和5年3月23日に東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて支払い証憑の実地検査しております。なお、実地検査以降に発生した経費については年度末に検査しております。	措置中
32	138 ページ		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	モノづくり支援室	公益財団法人である機構では全事業に対する公益目的事業の比率を50%以上にすることがありますが、令和4年度については、機構の事業が本市の産業振興施策の目的と合致すること等を勧告した上で、収益事業のみでは運営経費を捻出しがたいことから、補助金の交付は不可欠で、算出方法は妥当であると判断いたしました。必要最低限度の補助としています。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
33	138 頁		○	産業創造勤労者支援機構運営補助金	貸室(転貸)事業については十数年間にもわたって多額な赤字を計上しているにもかかわらず、これらの状況の改善のために独立行政法人中小企業基盤整備機構と借上料の減額等について協議する等の対応を継続的に行わず現状を放置しており、極めて不適切である。即刻の改善を求める。	モノづくり支援室	独立行政法人中小企業基盤整備機構、大阪府、本市間での覚書において、貸室事業については本市が担うこととなっております。 赤字解消に向け、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が令和5年6月27日に中小企業基盤整備機構に対し借上料減額等の申し入れや協議を行いました。利用促進施策についても検討してまいります。	措置中
36	149 頁		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	客観的に検証可能な補助金額の算定とするため、「会議所自己負担額」の定義を要綱上も明確に定義すべきである。	モノづくり支援室	当該事業における東大阪商工会議所の自己負担額の定義や算出方法について、要綱の改正も含めて令和5年5月26日に申し入れや協議を行いました。	措置中
37	149 頁		○	商工振興補助金及びテクノメッセ東大阪開催事業補助金	成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケートを入手しておらず、補助金の効果測定を実施していなかった。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための来場者アンケート(あるいはその要約集計資料)を入手し、補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。	モノづくり支援室	令和4年度から出展者及び来場者へのアンケート集計が記載された報告書を年度末に実施主体より受理、確認しています。今後も事業報告時に上記内容を確認してまいります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
39	154 ページ		○	モノづくり支援補助金	<p>交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。</p>	モノづくり支援室	<p>対象事業の交付決定手続は、事業計画が市内製造業の製品開発、販路開拓、創業促進を包括的に支援する内容であり、本市の産業振興に資すると認められることから、令和5年度より補助金の交付が適当であることを記載した決裁により交付決定を行っています。</p> <p>また、実績報告につきましては、令和5年3月23日に東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて支払い証憑の実地検査しております。なお、実地検査以降に発生した経費については年度末に検査しております。</p>	措置済み
41	155 ページ		○	モノづくり支援補助金	<p>所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、開発件数、商談件数等の成果指標を定めているとはいうものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないといえない。</p> <p>補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。</p>	モノづくり支援室	<p>令和4年度に公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構と協議し、開発件数、商談件数等の補助効果を示す成果指標を定め、補助対象団体に具体的な計画目標を設定させるとともに、根拠資料を提出させることにより、交付の効果と必要性を明確にしております。</p>	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
43	158 ページ		○	モノづくりワンストップ推進事業補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。	モノづくり支援室	対象事業の交付決定手続は、事業計画が市内製造業に対する支援サービスを実施し、市内企業の発展に資すると認められることから、補助金の交付することを記載した決裁により交付決定を行っています。 また、実績報告につきましては、令和5年3月23日に東大阪市産業創造勤労者支援機構の居室内にて支払い証憑の実地検査しております。なお、実地検査以降に発生した経費については年度末に検査しております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
45	158 シ		○	モノづくりワンス トップ推進事業補助金	<p>所管課として補助金の効果測定は毎月の定例会議の中で行っていた。相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等の成果指標を定めているというものの、補助対象団体に対して具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていないといえない。</p> <p>補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であり、過去から当該団体の存在意義については議会や過去の包括外部監査においても指摘されていることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。</p>	モノづくり 支援室	<p>今年度より補助金交付申請書の添付書類に相談件数及び企業訪問件数の目標を記載させております。また、以前より収集している相談件数、紹介件数、成約件数、成約金額等の成果指標と併せて補助金の効果を測って参ります。</p>	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
49	172 ページ		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	交付決定等の諸手続については、対外的に説明可能な状態となるよう実質的に行うとともに、審査や決裁、それに至る協議を適切に回議書等に記録として残す必要がある。また、実績報告にあたっては、支出の妥当性の検証や効果の測定に必要な資料等の提出を求めるべきである。特に、人件費相当に対しての補助もあることから、審査にあたっては給与台帳等を提出させ、人件費の計上が適切に行われていることも確認する必要がある。さらに、補助対象事業の決算と機構の決算の整合性についても確認すべきである。併せて、必要に応じて実地調査を行うべきである。	労働雇用政策室	交付決定については、東大阪市産業創造勤労者支援機構から提出された補助金の交付申請書、事業計画書、補助金充当明細、収支予算書等を審査し、交付決定理由等も添えて、適切に回議しています。また、支出の妥当性の検討のため、令和3年度の実績報告の検証から、実地検査を実施し、給与台帳やその他支出に係る帳票を確認するとともに、全体の決算との整合性についても確認しております。	措置済み
52	172 ページ		○	勤労者総合福祉推進事業運営補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかがわからず、所管課として補助金の効果測定ができていない。 補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。特に、補助対象団体は市の外郭団体であることから、厳しくその補助金の効果について問う必要がある。	労働雇用政策室	事業の効果や成果を測るための手法や計画目標について、当該団体と協議しながら検討してまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
55	180 ページ		○	シルバー人材センター管理運営補助金	団体の経営状況の実態に基づく、補助金交付額の算定方法の見直しや、補助金交付自体の必要性について、検討することが必要である。また、補助金を引き続き交付する場合は、「団体に対する補助制度運用基準」に基づく事業補助への移行も併せて検討することが必要である。	労働雇用政策室	団体の経営状況や実態に基づき、補助金額の妥当性を今後検証するとともに、補助金算定方法についても検討を行ってまいります。	検討中
56	183 ページ		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	要綱あるいは実施基準に、補助対象とする補助対象経費を具体的に規定する必要がある。	農政課	令和4年8月31日「東大阪市都市農業活性化及び農地活用事業補助金交付要綱 第4条 補助対象とする経費について(概説)」を策定し、補助対象経費を具体的に規定しました。	措置済み
58	183 ページ		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	所管課として補助金の効果測定を実施していなかった。すなわち、補助対象団体に対しても具体的な計画目標を設定させてはいないことから、実際に補助金に見合った成果や効果があったのかわからず、所管課として補助金の効果測定ができてない。補助金の交付による効果と必要性を明確にするためにも、成果指標の達成の程度を計るための目標を設定させ、所管課としても補助金に見合った効果をあげているか確かめる必要がある。	農政課	当該補助金に係る記載マニュアルを令和4年12月に作成し、関係者への説明会を令和5年4月に実施しました。令和5年度より補助金実績報告書により詳細な報告や効果を記載いただく等により事業検証を行っております。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
59	183 ページ		○	都市農業活性化農地活用事業補助金	所管課としては、水利権や用水路等を維持するという政策的な観点からは、行政が関与する必要性はあると考えているが、補助を通じて維持管理を促していくかどうかについては課題として認識しており、農業団体等に対して実態を聞き取りしながらより効果的な事業のあり方を検討していく必要があると考えているということであった。用水路等の適切な維持管理のための市としての関与の在り方について、補助の継続の要否も含めて、検討する必要がある。	農政課	用水路等の適切な維持管理のための市としての適切な関与の在り方について、今後も検討してまいります。	検討中
60	188 ページ		○	クロスカントリー競走大会補助金	当該補助金の交付要綱には、補助対象経費は「市長が必要と認めるもの」としか定められていなかった。補助の対象となる経費は、要綱に具体的に定める必要がある。	市民スポーツ支援課	補助対象経費について、実行委員会と協議を行いました。その結果をふまえ、補助対象経費を具体的に定めた補助金交付要綱を今年度内に改正する予定です。	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
61	188 ページ	○		クロスカントリー競走大会補助金	補助対象の経費としたものについて、領収書の宛名が補助団体である実行委員会宛ての名称となっておらず、東大阪市体育連盟、東大阪市、市民スポーツ支援課といった正しくない宛名となっているもの、また、宛名が空欄となっているもの等が複数認められた。実績報告に係る領収書等としては不適切であるため、正しい宛名を記載するよう実行委員会に指導するべきである。	市民スポーツ支援課	令和4年度の開催分から、大会の準備期間に確認、周知を行い、領収書の宛名についてはすべて統一しています。	措置済み
63	193 ページ	○		指定文化財整備補助金	東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付取扱要綱上、補助金の申請、交付決定、実績報告と精算のための手続等について、補助団体が提出し、所管課が確認する書類や手続が明確に定められていない。要綱の規定を見直すべきである。	文化財課	令和4年4月1日付けで「東大阪市指定文化財保存事業費補助金交付要綱」を一部改正し、それに基づき、令和4年度の市指定文化財の現状変更(修理)にかかる補助金交付申請時には、物件位置図、現状変更(修理)の概要を示す図面等書類、現状写真の添付があること、また、実績報告書には、支払いの根拠となる請求書、支払い済を証する領収書の添付があることを確認しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
64	201 シ		○	人権啓発協議会補助金	所管課は、同協議会に対して実施する事業についてより創意工夫を図るよう指導するとともに、補助対象事業の効果の測定方法について改めて再考すべきである。	人権啓発課	令和5年4月1日付で補助金要綱を改正し、より時代に即した啓発活動を実施できるよう、体制を整備いたしました。 また、効果の測定方法について、同協議会の行事検討委員会にて検討され、理事会において協議、承認されました。理事会の結果に基づき、5月14日開催「市民ふれあい祭り」からアンケートによる効果測定を開始しています。 今後も、効果測定の方法や事業内容について、適宜協議しながら進めてまいります。	措置済み
66	214 シ		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	最低限度額を設けるべきではなく、例外的に最低限度額を設けるのであれば、その根拠を明確にすべきである。	地域活動支援室	令和5年4月1日に東大阪市リージョンセンター公民協働事業等助成金交付要綱の第5条第1項の「最低限度額」を「基本額」に改正し、事業計画書などの審査等により、事業の目的及び内容が適正か確認したうえで交付額を決定していることを明確にしました。	措置済み
67	214 ページ		○	リージョンセンター公民協働事業助成金	概算払により支給する場合には、その必要性和理由について検討のうえその妥当性について決裁を経るべきである。	地域活動支援室	令和5年度から、助成金交付決定起案の摘要欄に概算払いの必要性について明記しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
68	214 ページ		○	リージョンセンター 公民協働事業助 成金	助成金は単年度の事業への助成であることから、基本的に翌年度への繰越は認めるべきではなく、是正に向けて検討すべきである。	地域活動 支援室	リージョンセンター公民協働事業は、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するために、企画運営委員会が自ら企画立案し運営しています。 企画運営委員会は市民ボランティアで構成され自己資金がないことから、年度当初の活動経費や固定経費等については、繰越金で支出しています。 年度当初に助成金がないことで、事業の運営に支障をきたすことから、繰越金以外の手法について関係部局等と協議し、検討します。	検討中
71	219 ページ		○	社会福祉協議会 補助金	当該補助金が運営補助となっている現状に鑑みると、実績報告の疑義の有無に関わらず、補助対象団体が設立趣旨と照らして、効率的かつ効果的な法人運営を実施しているか否かについても現地調査を通して定期的に確認すべきである。また、補助の対象団体が市の外郭団体であり住民への説明責任がより大きいと考えられることや、効率的かつ効果的な法人運営のための一定の牽制も必要であることから、補助金の交付目的に応じた適切な交付のため、定期的な現地調査の実施について検討する必要がある。	地域福祉課	令和4年度の実地検査については新型コロナウイルス感染症対策のため未実施でありましたが、令和5年度については秋頃に実施予定としています。	措置予定

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
72	220 ～ 221		○	社会福祉協議会補助金	補助の対象団体である東大阪市社会福祉協議会は市の外郭団体であることから、その補助の必要性や効果についての住民へのより明確な説明が求められる点に鑑みると、補助金の効果測定のための指標や目標を定め、毎年度効果測定する必要がある。	地域福祉課	ご指摘を踏まえ、令和4年度交付決定分から登録ボランティアの総活動件数や地域担当職員による相談支援及びアウトリーチ実施件数などを評価指標として定め、補助金の効果測定を行っております。今後も、補助金の性質を鑑み、より効果的な測定になるよう、測定項目の見直しに取り組んでまいります。	措置中
73	220 ～ 221		○	社会福祉協議会補助金	東大阪市社会福祉協議会の設置趣旨や独自事業だけの財政的自立が難しい経営実態を勘案し、当該団体の設立時より補助金を交付しているものであるが、東大阪市社会福祉協議会の令和2年度決算において経営状況に余力が見られることから、団体運営に財務上必要な補助であることをより明確化する必要がある。	地域福祉課	令和2年度決算においては、退職給付積立資産の増加等が要因となり、法人全体として一定の利益が生じているように映っているものの、実際には、独自事業だけでは財政的自立が難しい経営実態となっております。令和5年度は交付申請書の内容を精査し、団体運営に財務上必要と判断したうえで交付決定を行い、その旨を起案文に記載し、今後も同様の処理を行ってまいります。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
80	227 ページ		○	小地域ネットワーク活動推進事業補助金	校区を取り巻く環境の変化や時代の変化にあわせて、補助金交付額の見直しを検討するとともに、現状の35万円という基準を踏襲するのであれば、その根拠を明確にする必要がある。あわせて事業実施回数が著しく少ない校区に対しては東大阪市社会福祉協議会を通して必要な事業の実施を指導すべきである。	地域福祉課	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の実施を見合わせる校区もあったことから、補助基準額の検討は実施しなかったが、今後の状況を踏まえながら、補助基準額のあり方の検討を行う予定です。	措置予定
86	248 ページ		○	老人クラブ活動補助金	老人クラブ連合会に対する補助金の効果測定のための指標や目標を定め、補助金を交付することの必要性を検討することが必要である。	高齢介護課	令和4年度の実績報告より各催し物に対する各校区の参加状況を報告していただき、評価の際の参考とすることといたしました。なお、老人クラブ等への援助は老人福祉法において地方公共団体の努力義務となっていることから、引き続き必要な補助を実施してまいります。	措置済み
90	265 ページ		○	サービス継続支援事業補助金	本補助金は障害福祉サービス事業者等が担う事業の継続性にあると考えられること、令和3年度以降も継続するということであるから、類似の補助金を所管する他の課での感染者が発生した事業所に対して個々に案内していたという事例も参考に、補助金を広く利用してもらうための方策を検討し、実践する必要がある。	障害施策推進課	令和4年度において事業を実施し、事業所への案内につきましては、ウェブサイトによる全体向けの広報に加えて、実際にコロナ感染報告があった事業所情報を関係課と共有し、個々にメール、電話による情報提供を行いました。(令和5年度は6月末日時点において事業実施予定はありません。)	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
91	266 ページ	○		サービス継続支援事業補助金	<p>補助金の申請書類を閲覧したところ、次のような誤りあるいは不適切な事例が認められた。今後適切に事務処理を行う必要がある。</p> <p>(1)見積書と入出金明細書をもとに補助金の交付決定が令和3年3月29日に行われている。しかしながら、当該入出金明細書は令和3年3月31日付けで入手されたものであったことから、本来交付決定は入出金明細書により出金を確認できた令和3年3月31日付けで行うべきであり、令和3年3月29日付けで交付決定が行われたことは不適切であった。</p> <p>(2)補助対象経費として申請された交通費について、ICカードへのチャージ代全額が申請され、当該申請に対して補助金が交付されていた。この点については実費相当分であるという報告を事業者から受けたということであった。しかしながら、具体的な経路や個々の金額までは確認できておらず、本来交通費は実費で申請されたものについて補助金が交付されるべきである。</p>	障害施策推進課	令和4年度において事業を実施し、同補助金の交付決定に当たりましては、申請書類に添付された資料の日付等と交付決定の日付に齟齬が生じないように確認を行いました。また、交通費実費等を対象とする場合には、実費の金額が確認できる資料の提出を求めました。(令和5年度は6月末時点において事業実施予定はありません。)	措置済み
93	269 ページ	○		社会福祉施設等整備費補助金	<p>補助金について公募を原則とするとともに、選考委員会の設置等も含めて、広く事業者を募る仕組み、補助金を広く活用してもらえるよう周知する仕組みを検討する必要がある。</p>	障害施策推進課	施設整備補助事業における公募・選考委員会の設置等の課題については、部内及び関係課との協議を継続して行ってまいります。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
94	276 ページ	○		移動支援事業補助金	<p>東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされているが、令和2年11月の事業実施分の実績報告書の日付が全て令和3年1月25日となっている。これは、対象件数が膨大であり、実務上の便宜性から、所管課での決裁後担当職員が手書きで報告日付を記載しているとのことであった。</p> <p>このとおり、実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。他市の状況等も参考に、例えば、情報処理システムへの投資等膨大な事務処理をより効率化するための方策を積極的に検討すべきである。</p>	障害福祉 認定給付課	<p>要綱どおりの事務が行えるよう、令和5年4月1日付けで東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱の改正を行いました。</p> <p>従来では、要綱第8条により事業を実施する月の末日までに補助金交付申請書を提出させ、第9条の交付決定を通知し、その後第12条第2項により、補助金交付請求書とともに事業実績書を提出させる取り扱いであったところを、第8条及び補助金交付申請書の様式を改正し、補助金の交付申請時点で、事業の実績がわかる書類(事業実績書)を提出させる運用としました。</p> <p>以上により、実際の事務と要綱の乖離を解消し、要綱どおりの事務を行っています。</p>	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
95	279 ページ	○		地域活動支援センター事業Ⅲ型補助金	<p>東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされているが、令和2年9月の事業実施分の実績報告書日付が全て令和2年11月2日となっている。これは、対象件数が膨大であり、実務上の便宜性から、所管課での決裁後担当職員が手書きで報告日付を記載しているとのことであった。</p> <p>このとおり、実際の事務と要綱の要求事項との間に乖離が認められ要綱どおりの事務が行われていない点は問題である。他市の状況等も参考に、例えば、情報処理システムへの投資等膨大な事務処理をより効率化するための方策を積極的に検討すべきである。</p>	障害福祉認定給付課	<p>要綱どおりの事務が行えるよう、令和5年4月1日付けで東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱の改正を行いました。</p> <p>従来では、要綱第8条により事業を実施する月の末日までに補助金交付申請書を提出させ、第9条の交付決定を通知し、その後第12条第2項により、補助金交付請求書とともに事業実績書を提出させる取り扱いであったところを、第8条及び補助金交付申請書の様式を改正し、補助金の交付申請時点で、事業の実績がわかる書類(事業実績書)を提出させる運用としました。</p> <p>以上により、実際の事務と要綱の乖離を解消し、要綱どおりの事務を行っています。</p>	措置済み
96	281 ページ	○		日常生活用具給付事業補助金	<p>交付対象として不適切な事業者等を明確にして、当該事業者等に対する補助金交付を防止するため、要綱において欠格要件を明確化し、交付申請時に欠格要件に該当しないことを確認したうえで、補助金を交付すべきである。</p>	障害福祉認定給付課	<p>令和5年4月1日付けで東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱の改正を行い、要綱第9条第3項に欠格要件を明記しました。</p>	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
97	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	福祉事務所から用具使用者に対して、事前に発行される「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額の「見積額」と実際の購入額に乖離があった場合には、実際の購入額以上の補助金が交付される可能性があるため、ミスや不正は起こりうるものだという認識のもと、ミスや不正が生じていないことを確かめるために、実際の購入額、請求書、支払書類等と「日常生活用具給付券」に記載される用具契約額との整合性の確認を実施すべきである。	障害福祉認定給付課	見積りから納品、請求までの、実際の詳細な流れを調査し、整合性の確認を取るためにはどういった手順を加えるべきか、関係所属(各福祉事務所)と会議をし、検討を進めています。	措置中
98	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	東大阪市地域生活支援事業補助金交付要綱第12条第2項では、事業の実施の翌月の10日までに、交付請求書及び実績報告書を提出することとされており、当該定めに従った適時の補助金請求及び実績報告に基づく交付を担保するため、補助金の交付申請にあたっては、「日常生活用具給付券」に、適切な用具受領年月日を記載するように指導すべきである。	障害福祉認定給付課	令和4年6月より、事業者に送付する補助金交付決定通知書に留意事項の案内文を毎月同封し、取り扱いを浸透させました。	措置済み
99	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	補助金は各予算年度の間の実施された事業に対して執行されるものであることから、これらの申請について令和2年7月分の補助金申請として受け付けるべきではなく、補助金として交付するべきではなかった。	障害福祉認定給付課	請求期日についての留意事項R4.6版を作成し、令和4年6月より、受付審査時において、過年度の給付券に係る請求は支払い不可とするよう課内で共有したことにより、過年度分の請求があった際、適切な説明を事業所へ行ったうえで、予算年度のみ請求と改めさせる取り扱いに統一しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
100	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	事業者等に対して適時、適切に事務を行うよう改めて指導を行うとともに、補助の対象とするか否かの判断基準やルールについて明確に定めることを検討すべきである。	障害福祉認定給付課	請求期日についての留意事項R4.6版を作成し、令和4年6月より、事業者に送付する補助金交付決定通知書に留意事項の案内文を毎月同封し、取り扱いを浸透させました。 受付審査時において、過年度の給付券に係る請求は支払い不可とするよう課内で共有したことにより、過年度分の請求があった際、適切な説明を事業所へ行ったうえで、予算年度のみ請求と改めさせる取り扱いに統一しました。	措置済み
101	282 ページ		○	日常生活用具給付事業補助金	所管課としても、申請時期等が不適切なものが含まれていないか、チェックする仕組みを検討し、当該仕組みにしたがってチェックを行う必要がある。	障害福祉認定給付課	請求期日についての留意事項R4.6版を作成し、令和4年6月より、受付審査時において、過年度の給付券に係る請求は支払い不可とするよう課内で共有したことにより、過年度分の請求があった際、適切な説明を事業所へ行ったうえで、予算年度のみ請求と改めさせる取り扱いに統一しました。 また、令和5年1月分より、支払い時の承認ルートにおいて、チェック項目を明確化した「承認時確認リスト」を添付することで、必要なチェックが漏れない仕組みを開始しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
102	293 ページ	○		民生委員関係事業補助金	補助金の精算にあたっては、事業年度終了後2か月以内に事業の実績等を記載した実績報告書及び活動事業補助金については東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金積算内訳書を提出しなければならない。しかしながら、協議会連合会内で監事による会計監査を受けていることを理由として、当該会計監査報告書を確認するのみで支出内容の妥当性について何ら検証されておらず、検証するための領収書等の支出を証する証拠の提出を求めている。補助金として支給するのであれば、会計監査報告だけでなく、費用の内容について検証が必要であると考えられる。そのため、十分な実績報告の検査が行われているとは言い難い状況である。	生活支援課	<p>広報啓発事業補助金については、令和4年度末に民生委員児童委員協議会連合会の事務局である東大阪市社会福祉協議会において現地調査を実施し、令和4年度実績報告書に記載された費目に関して領収書の確認を行い、全て適正に支出されていることを確認しました。</p> <p>活動事業補助金については、その性質から現在の補助金としての位置付けについて、負担金等としての取扱いへ変更することを含め、現在見直しを行っております。費用の検証についてもその見直しに併せ、必要かつ適正な検査方法について検討してまいります。</p>	措置中
103	293 ページ	○		民生委員関係事業補助金	東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱及び東大阪市民生委員・児童委員活動事業補助金交付要綱において、実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める規定がないため要綱上の規定の見直しを行う必要がある。	生活支援課	<p>広報啓発事業補助金については、東大阪市民生委員・児童委員活動広報啓発事業補助金交付要綱を令和5年4月1日付で改正し、実績報告書提出にあたっては事業に支出した領収書の写しを添付する旨の規定を追加しました。</p> <p>活動事業補助金については、その性質から現在の補助金としての位置付けについて、負担金等としての取扱いへ変更することを含め、現在見直しを行っております。支出証憑の添付を求める規定についてもその見直しに併せ、必要に応じて検討してまいります。</p>	措置中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
104	294 ページ		○	民生委員関係事業補助金	<p>民生委員活動費について既述のとおり、民生委員一人当たり60,200円、民生委員会長活動費負担金が一人当たり50,000円、地区民生委員協議会活動推進費負担金が一人あたり5,400円と定められている。このうち、地区民生委員協議会活動推進費負担金を一人あたり5,400円とする根拠がない。</p> <p>補助単価について、根拠を明確にするとともに、定期的な見直しを行う必要がある。</p>	生活支援課	<p>地区民生委員協議会活動推進費負担金一人あたり5,400円の根拠については、地方交付税措置により地区民生委員協議会活動推進費として定められている1か所当たり年額250,000円に民生委員協議会数を乗じて得た金額に相当額を加算し、一人当たりの単価を算出したものです。</p> <p>活動事業補助金については、その性質から現在の補助金としての位置付けについて、負担金等としての取扱いへ変更することを含め、現在見直しを行っております。補助単価の根拠の明確化及び定期的な見直しについてもその見直しに併せて検討してまいります。</p>	検討中
110	316 ページ		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	<p>市民の命と健康を守るという観点から、補助対象者の拡大や他の課との協働を検討すべきである。</p>	安全調整課	<p>令和5年度は、当該補助金事業の実施はありませんが、今後の事業のあり方について検討してまいります。</p>	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
111	316 ページ		○	高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業補助金	概算払を行う場合には、その理由を明確にすべきであるし、また市費の確保や、管理コストの削減の観点から、概算払の対象から除外することも検討すべきである。	安全調整課	令和5年度は、当該補助金事業の実施はありませんが、今後の事業のあり方について検討してまいります。	検討中
112	319 ページ		○	農業用排水路維持管理補助金	要綱において他の補助金と重複して申請することを禁ずる規定を設けるとともに、他の課とも協力し重複申請がないことについて確かめる必要がある。	土木工営所	令和5年度より要綱を変更し、重複申請を禁じる規定を設けています。	措置済み
115	332 ページ		○	地域まちづくり推進会議補助金	概算払の必要性と理由について検討するとともに、それらの内容について決裁を経るべきである。	住宅改良室	令和5年4月1日付けで、東大阪市まちづくり活動支援制度要綱を改正し、概算払を行う必要性を要綱に示しました。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
116	332 頁		○	地域まちづくり推進会議補助金	要綱において、実績報告書の提出の際に支出証憑の添付を求める旨の規定がないことから、要綱の見直しを行うべきである。	住宅改良室	令和5年4月1日付けで、東大阪市まちづくり活動支援制度要綱を改正し、実績報告書に支出証憑の添付を求める旨の規定を設けました。	措置済み
117	337 頁		○	老朽住宅解体除去補助金	東大阪市住宅密集地区木造賃貸住宅等除却補助金交付要綱第4条(2)の1㎡あたりの単価12,000円は平成26年度の補助金の導入時に市営の木造住宅の除却費用を基に基準を算定している。また、補助金の限度額については地区内の木造建築物の平均延べ床面積を250平方メートルであることを固定資産税に係る台帳から算出し、計算している。一方で、平成26年度からは相当期間経過しており、直近の実績から算出した除却費用から妥当かどうかについて検証すべきである。	市街地整備課	昨年度、検討した結果、令和7年度に密集市街地の解消予定と掲げている中で、現時点で除却費用の単価改定は過年度に補助金を支払った方々に対しての説明が難しいと考えました。本事業が令和8年度以降継続されるのであれば、そのタイミングで検討を行い、他部局とも協議を重ねたいと考えます。単価については、引き続き注視するよう努めます。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
119	346 ページ		○	空き家等対策補助金	補助金の効果測定方法を検討し、予算折衝以外に必要性を問い、継続的にモニタリングを行うための実効性のある仕組みを検討する必要がある。	空家対策課	特定空家等については、放置することが不適切であると規定されており、地域に悪影響を及ぼす不良住宅又は特定空家等を撤去すること自体がその状態の解消になると考えておりますが、付随的な効果として、令和3年度に補助金を使って解体した物件の解体前後の固定資産税の比較を行ったところ、厳格に比較はできないものの、トータルで税収の増加を認めております。	措置済み
122	357 ページ		○	学校園保健会補助金	補助金未使用額は本来市の財源となるものであることから、年度により恣意的に精算要否が決定されるべきではない。令和元年度の未使用額75,733円は速やかに戻入させるとともに、今後運用基準等に戻入基準を定めることにより、恣意的に精算の要否を決定しないような仕組み作りについて検討すべきである。	教職員課	東大阪市学校園保健会運営費補助金要領で戻入基準を定め、令和元年度分の未使用額も含めて戻入を行っています。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
123	357 ページ	○		学校園保健会補助金	学校園保健会補助金に関する要綱等では実績報告書提出時に補助対象経費の支出証憑の添付を求める旨の規定がないため、要綱の規定の見直しも必要である。	教職員課	東大阪市学校園保健会運営費補助金要領の改正、または、「東大阪市学校園保健会運営補助金交付決定通知書」に実績報告書提出時の領収証等(写し)の添付義務を明記することを検討いたします。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
124	363 頁		○	学校給食会運営補助金	賞味期限切れ前の食品を廃棄することに関する合理的な説明は得られなかった。 未利用食品への利用の対応は、例えばインフルエンザによる学級閉鎖時等への対応にも役立つものであることから、取組を充実・強化すべきである。	学校給食課	指摘されている件については、「事業者より学校給食会に提出された「廃棄物処理証明書」(2020年8月4日廃棄)を確認したところ、賞味期限切れ前の食品が廃棄されています(さんま素焼きレトルト 296個 賞味期限8月18日)」ということでしたが、当時は長期にわたる学校臨時休業(期間の目途がなく、途中で休業期間が延長された)があり、その間に使用する予定であった本食材については、給食がない夏休み期間中ということで使用する機会を失い、業者としても在庫保有コストがかかってくることから、やむをえず廃棄されました。基本的には、学級閉鎖があつたとしても、他の献立で使用する等の方法をとっており、積極的に未利用食品への利用対応を検討するのではなく、引き続き未利用食品を発生させない取り組みを進めることとしますが、食材によっては、全く検討の余地がないわけではないので、コストを見つつ、指摘されている趣旨を踏まえながら、今後の課題と致します。	検討中

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
125	364 ページ		○	学校給食会運営補助金	<p>学校給食会運営補助金の精算について、東大阪市学校給食会運営補助金交付要綱では会計年度終了後60日以内に実績報告書を提出し、その後精算することとなっている。資料を閲覧したところ、令和元年度の実績報告書提出日付は令和2年5月22日、「納付・収納済通知書」による納付精算日付は令和2年12月23日(精算額226,000円)であった。</p> <p>令和2年度について確認したところ、令和2年度実績報告書の提出日付は令和3年5月31日、精算額224,000円の「納付・収納済通知書」の納付日付は令和3年7月15日であった。</p> <p>精算は実績報告書提出後速やかに行うべきである。</p>	学校給食課	<p>ご指摘を踏まえ、令和4年度の実績報告書については令和5年5月31日付けで受領し、精算については令和5年6月16日に「納付・収納済通知書」の発行を行っています。今後も速やかな精算に努めてまいります。</p>	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
126	373 ページ	○		文化団体活動補助金	<p>文化団体補助金は交付要領において補助事業者を「東大阪市文化連盟」と限定し、交付目的を「東大阪市文化連盟の文化活動のために」と記載している。補助金要領において補助事業者を定めることは、他の団体の補助金応募に対する公平な機会を奪うこととなり、公益性の観点から適当でない。</p> <p>また、東大阪市補助金等交付規則第4条にあるとおり、「補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める」ものであり、市の財政状況や、補助事業の申請内容に応じて毎期変動することが想定されているにも関わらず、当補助金交付要領において補助金額が定額(732千円)と定められている。補助金額を交付要領において定額と定めることは、経済性の観点から適当でない。</p> <p>補助事業者の選定については公募を検討し、また補助金額は毎年度の補助事業者からの申請に基づき市が決定することとすべきである。</p>	社会教育センター	<p>東大阪市文化団体活動補助金交付要領については、包括外部監査結果及び意見として指摘をいただいた点を踏まえて、4月1日付で全部改正を行いました。</p> <p>補助事業者の選定については、東大阪市内で文化・芸術に携わる多くの事業者が東大阪市文化連盟に加盟する団体に所属しており、令和4年5月時点で各所属団体全体の会員数の合計が約2,900名となっております。また、新しい団体も近年加入してきていることから、検討の結果、本市の文化団体の活動促進のための補助金を、当該連盟へ交付することが適切であると考えられるため、継続とします。</p> <p>また、要領の全部改正により、補助金額は毎年度の補助事業者からの申請に基づき市が決定することとなりました。</p>	措置済み
127	374 ページ	○		文化団体活動補助金	<p>昭和42年以降の長期にわたって補助事業が継続されていることも勘案し、事業への参加人数等の確認等、対象事業に対する効果測定を実施し、補助事業全体の必要性も含めて検討をすべきである。</p>	社会教育センター	<p>文化団体活動補助金にて補助を行っている、東大阪市文化連盟加盟団体が開催している各市民文化祭について、令和4年度は出演者数と観客数の合計が約5,800人の上っていることから、検討の結果、補助事業全体の必要性があると判断したものです。</p>	措置済み

令和3年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和5年6月末日現在)

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和5年6月末日)
128	374 頁		○	文化団体活動補助金	所管課は、要領において補助金の交付目的を個別の事業に限定し、事業の目的に限って補助金の使用を許可し、補助金の未使用額を把握すべきであり、また補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組みを設けるべきである。	社会教育センター	東大阪市文化団体活動補助金交付要領については、包括外部監査結果及び意見として指摘をいただいた点を踏まえて、令和5年4月1日付で全部改正を行いました。 また、補助金の返還の要否について客観的に判断するためのルール及び仕組みとして、要領第3条にて、補助対象となる経費について別表で定め、第6条第2項第2号にて、精算の結果、補助金に残額が生じたときは返納することといたしました。	措置済み